資料１

家庭用指定ごみ袋の不足に伴う臨時的対応について

家庭用指定ごみ袋の保有枚数が不足している方を対象とした臨時的な措置として、通常の家庭用指定ごみ袋又は認定袋での排出に加え、以下の方法でもごみを排出できることとします。

【臨時的措置を講じる期間】

2026年5月19日(火)から当分の間

【一時的に使用可能となる袋】

・透明又は半透明(レジ袋を含む。)で、10リットルから45リットルまでの大きさのビニール袋

(紙製の袋や中身が見えないビニール袋は不可)

【お願い】

◆ごみ袋は、20枚から50枚のセットで売られています。1週間に2度使用すると、1セットで10～25週間もつことになります。よって、皆様の購入頻度は、10～25週間、1度に2セット購入すると、 20～50週間毎に1度購入すると想定されます。店頭販売者もそれに応じた量を通常確保しています。

◆しかし、多くの方が入手が困難になるとの不安を持たれた結果、購入が一時的に集中したため、流通が追いつかない状態が発生していると推定しています。

◆本措置は、家庭用ごみ袋を購入できない方への臨時的な措置です。家庭用指定ごみ袋又は 認定袋がお手元に十分ある方は、そちらをご使用ください。

◆店頭在庫は順次回復すると見込んでいます。十分な保有枚数がある方は、急いで購入することをお控えくださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】　環境局 ごみ減量推進課(静岡庁舎新館13階)　054-221-1075

資料２

静岡市のごみ減量施策の実施状況について（報告）

１　令和７年度静岡市一般廃棄物処理実施計画実施状況について

静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、静岡市一般廃棄物処理実施計画において毎年度の取組を定めています。また、毎年度計画に対する実施状況とその評価を、実施状況検証・評価報告書でまとめています。

令和７年度は、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画ともに、概ね計画どおり施策を実施しました。

詳細は「令和７年度静岡市一般廃棄物処理実施計画実施状況検証・評価報告書」のとおりとなりますが、下記表１のとおり令和７年度は目標を達成することが見込まれます。

また、令和７年度は、リチウムイオン電池を含めた使用済電池類の排出方法の見直しを行いました。この審議会での審議の際、若年層向けの周知が課題の一つとして上げられましたので、大学において啓発イベントを３回実施しました。117 人に参加いただき、計 114.24 kg（476 個）の電池等やスマホなどの使用済小型家電を回収し、排出方法の説明を行いました。

表１　ごみ処理実施計画目標達成状況（見込み値）

	令和 12 年度 目標値	令和７年度 目標値	令和７年度 見込	令和６年度 実績
一人１日当たり ごみ総排出量	783ｇ	850ｇ	789ｇ	820ｇ
一人１日当たり 家庭ごみ総排出量	549ｇ	600ｇ	565ｇ	582ｇ
事業系ごみ 総排出量	55,300ｔ	61,197ｔ	54,658ｔ	58,578ｔ

２　令和８年度のごみ減量施策の実施について

個々の施策の実施については「令和８年度静岡市一般廃棄物処理実施計画」のとおりです。各施策についても計画に基づき、一般廃棄物の処理及び減量施策を推進していきます。

主な事業としましては、令和５年３月に策定した静岡市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。目標値の設定等含め、今年度末までに、令和 17 年度までの新たな基本計画の策定を行います。

また、引き続き令和 11 年度のプラスチック分別回収の実施に向け、準備を進めていきます。

資料２

３　ごみ総排出量等の推移について

平成 25 年度以降のごみ総排出量の推移は下記表２及び表３のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響による急激な減少や、令和４年台風第 15 号被害による災害ごみの発生等の変動要因がありましたが、この 10 年間でごみの排出量が約 20%削減でき全国平均を下回る量まで減少することができています。

しかしながら、表１のとおり一般廃棄物処理基本計画では、令和 12 年度に「一人１日当たりのごみ総排出量」を 783g まで減量することを目標としており、目標を達成するためには、更なるごみの減量の取組が必要です。

表３では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみと、ごみの種類ごとにわけて記載しています。表４はごみの排出量を家庭系ごみと、事業系ごみにわけたグラフになります。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後、事業系ごみが少しずつ増加していましたが、令和６年度では家庭系ごみ、事業系ごみともに減少しています。事業系ごみが減少した一因として、令和６年度の一般廃棄物処理手数料の増額改定による影響があったかと思われます。

表２　　一人１日当たりのごみ総排出量の推移

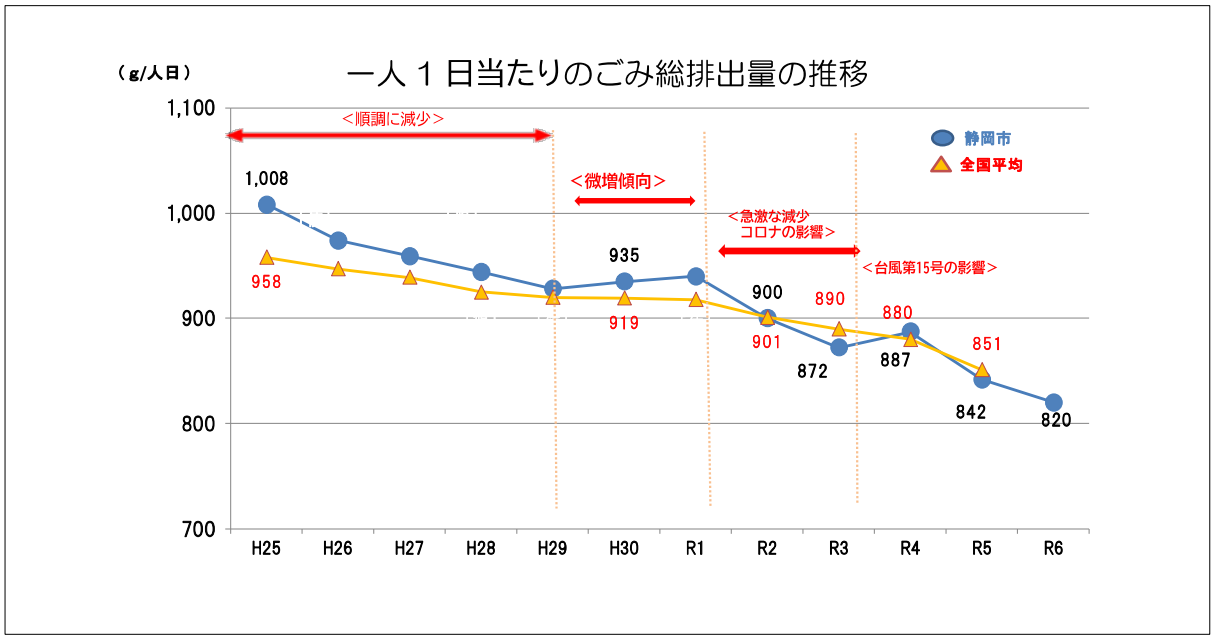

資料２

表３　　ごみ総排出量の推移

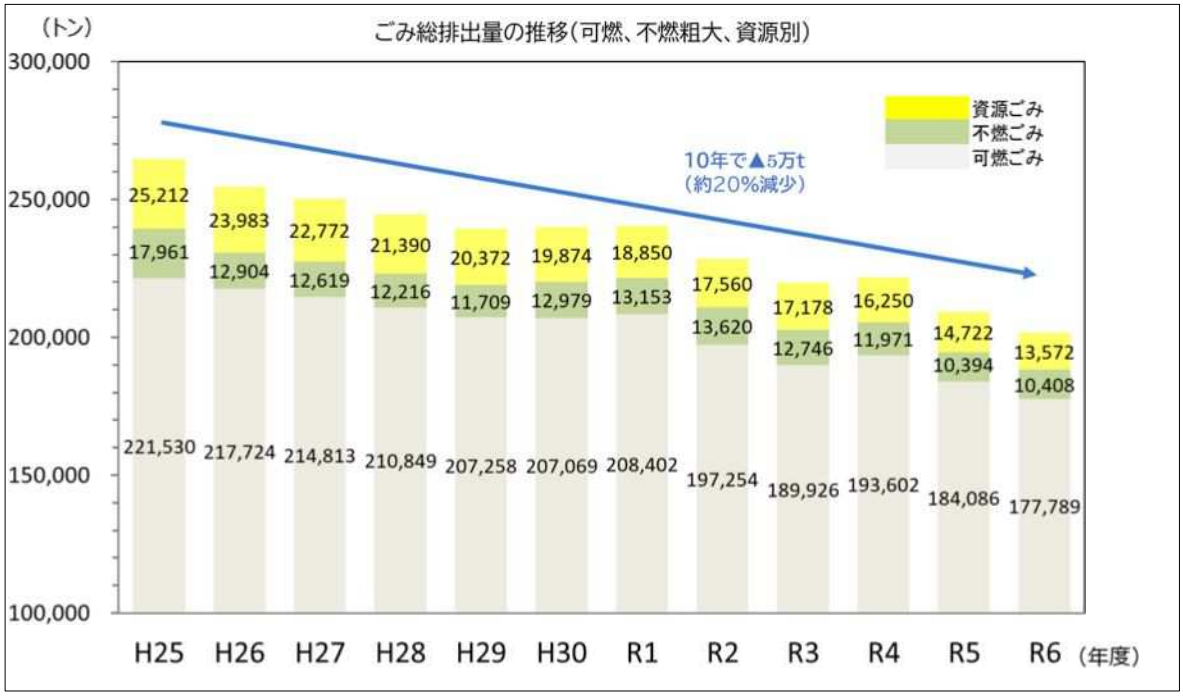

表４　家庭系、事業系別のごみ総排出量の推移

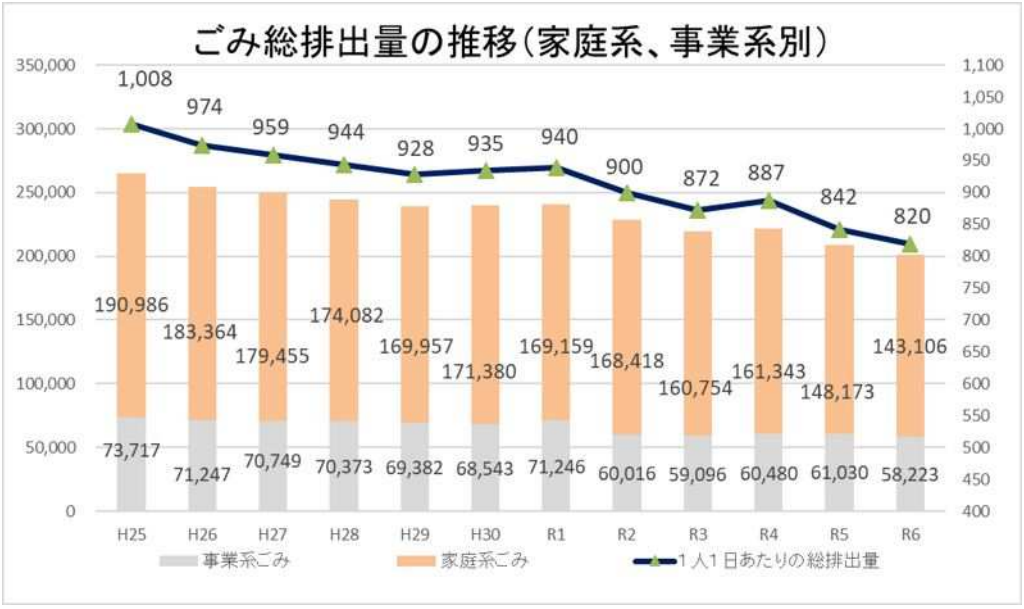

資料３－１

令和８年６月２日

びん・缶等資源ごみの排出方法の見直し（統一化）について
～　集積所の管理負担の軽減　～

（環境局収集業務課）

１　要旨

静岡市では、 人口減少や高齢化が進むなか、これまで自治会等の皆様にご協力いただいている事業について、少しでも負担を減らすための検討を進めています。

今回は、その一つとして、びん・缶等資源回収日に自治会等の皆様で実施していただいている**集積所当番等の負担を軽減する**ため、**びん・缶等の資源ごみの排出方法を見直したい**と考えています。また、この見直しで**より効率的なごみの収集運搬体制を構築するなど、経費の削減にもつなげていきます。**

２　見直し案の概要

（１）清水区における排出方法の見直し（※詳細については別表1、別表2を参照）

① びん・缶・スプレー缶は、色や素材ごとの細かな分別を廃止します。
　⇒ 当番を配置するなどして分別啓発や確認作業を行う必要がなくなります。

② ペットボトルは、公共施設、スーパーマーケット等の収集日の指定のない拠点回収とします。
　⇒ 排出機会が増加するとともに、集積所における回収箱の管理等が不要となります。

③ 小物金属類（例：なべ、フライパン、フォーク等）を、資源ごみの日に出すことができるようになります（不燃・粗大ごみとしての排出も可）。

④ 毎年変更があった資源ごみの収集日を固定化します（収集日の例：第3木曜日等）。
　⇒ 毎年自治会等の皆様にお願いしていた、収集日程表の配布作業がなくなります。

（２）集団資源回収事業奨励金の見直し

びん・缶等の資源回収を促進する目的で交付する集団資源回収事業奨励金は、びん・缶の回収量等に応じて交付しています。この奨励金について、今回の排出方法の見直しと併せ、全市域において見直しを検討します。

３　排出方法見直しによる影響について

（１） 集積所に不適正排出物が排出された場合の対応

現在は、集積所に排出されてしまった「陶磁器や割れた硝子などの不適正排出物」を当番の方などがご厚意で自らのごみとして持ち帰っていただいている場合がありますが、本来、集積所に排出された不適正排出物は市で対応するため、当番の方が持ち帰えるなどの対応は不要です。

見直しにより、当番を配置するなどして実施していただいている「分別啓発」や「確認作業」が行われなくなった場合、不適正排出が一定量増加するおそれがありますが、全て市収集業務課にて対応する予定です。

（２） ペットボトルの回収拠点の確保

集積所による回収に替え、公共施設や民間業者（スーパーマーケットなど）における拠点での回収とするため、主に清水区において回収拠点を拡大します。

現在、清水区　51 箇所　→　70 箇所程度以上（参考：葵区 74 箇所、駿河区 71 箇所）

令和８年６月２日

（３） 分別回収した資源物のリサイクル

見直しにより、びんを色や種類別に仕分けるなど市民の皆様による細かな分別が行われなくなった場合、リサイクルに支障が出るという懸念の声があります。

見直し後においても、「細やかな分別」を市の委託業者が引き受けられるようになるため、リサイクルの質を落とすことなく、今までと同様にリサイクルされます。

４　排出方法の見直しスケジュール

令和９年４月から排出方法等の変更を予定

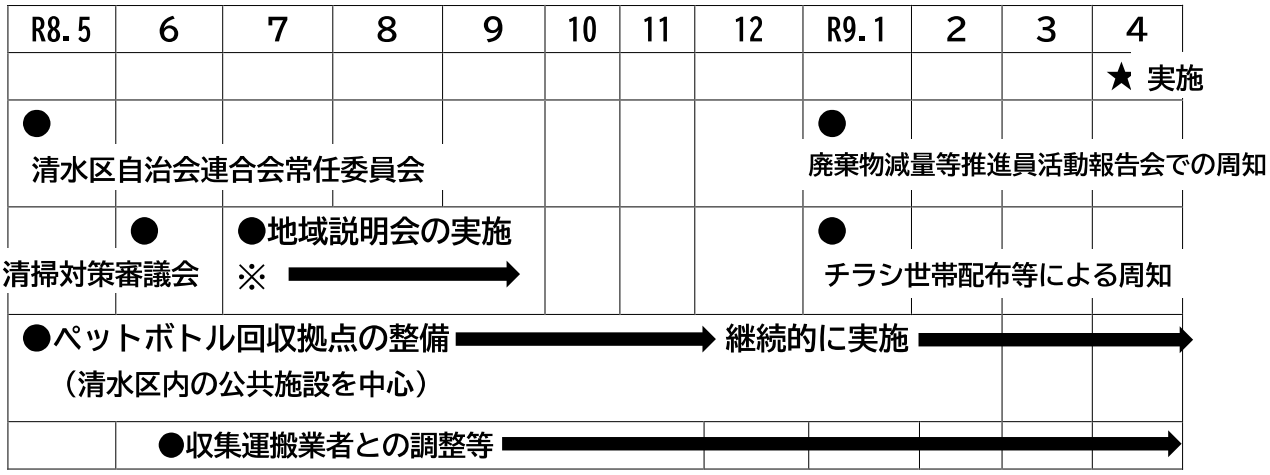

（参考）現状制度の課題と改善の方向性

現状制度の課題と改善の方向性について、以下のとおり整理した。

現状制度の課題	改善の方向性
・共働き世帯や高齢者世帯の増加など生活様式が多様化し、集積所の当番制度を維持する**自治会の負担**が大きくなっている。	・ごみ出しの際の細かい分別をなくすことで、集積所の管理のために**当番を配置していただく必要がなくなる。**
・分別品目ごとに回収容器を配置する必要があり、回収容器が道路を塞ぐことで**通行時の安全確保に課題**を持っている地域がある。	・ペットボトル回収箱、缶回収容器がなくなり、びんの回収コンテナだけになる。集積所がコンパクトとなり、**交通障害が軽減**される。
・資源物として処理が可能な**小物金属類（鍋、フライパンなど）が不燃・粗大ごみとして処理されている。**	・資源物として出すことができるようになるため、**不燃・粗大ごみの収集申込みをしなくても出すことができる。**
・資源ごみの収集日が毎年違うため、清水区の資源収集日程表を毎年作成して全世帯に配布している。	・行政文書として世帯配布している資源収集日程表の配布が不要となり**自治会負担を軽減できる。**

上記の取組に加え、次の行政コスト等の削減が見込まれます。

・収集方法の統一化により、効率的な収集ルートの設定や、まとまった回収量が見込めるため、効率的な収集運搬が可能となる。（最大積載量に見合った運搬ができる。）

・契約事務や委託料の支払い事務が減り、事務コストが削減できる。

・ごみの出し方に関する周知用チラシやパンフレットを地域ごとに作成する必要がなくなり、作成費、事務コストが節減できる。

令和８年６月２日

【別表 1】 排出方法について

区分	現行		見直し後
	清水区（由比地区・蒲原地区除く）	清水区（由比地区・蒲原地区）	全市統一
びん	専用コンテナへ排出 **5種類に分別**	専用コンテナへ排出 **2種類に分別**	専用コンテナへ排出 **細かな分別不要** **Point！全て同一のコンテナに排出、化粧びんの排出可能**
缶	缶専用ネットへ排出 アルミ、スチールの分別**必要**	市指定・認定袋で排出 アルミ、スチールの分別**必要** ※由比地区のｽﾁｰﾙはｺﾝﾃﾅへ排出	市指定・認定袋で排出 アルミとスチールの**分別不要** **Point！集積所での分別不要、専用ネット設置・管理が不要**
スプレー缶	スプレー缶専用ネットへ排出	中の見える袋にスプレー缶と記載して排出	中の見える袋にスプレー缶と記載して排出 **Point！専用ネット設置・管理が不要**
ペットボトル	専用回収箱へ排出 （集積所収集）		公共施設・協力店等に設置した回収ボックスに排出 **Point！回収箱等の設置・管理が不要、集積所のコンパクト化**
小物金属類	不燃・粗大ごみとして排出		缶と別の市指定・認定袋で排出 **Point！不燃・粗大ごみ以外でも排出が可能**

【別表2】収集日程について

現行	見直し後
毎年度変動 （月ごとに指定した日） ※毎年度資源回収日を設定し、当年度の回収日を周知するためのリーフレットを全世帯に配布している。	**毎年度毎月固定** （例：第3木曜日等　地域ごとに毎月決まった日） ※見直し初年度（令和9年度分）のみ、ごみの出し方と合わせ今後の収集日程に関するリーフレットを作成し、全世帯に配布する。 **Point！** **・自治会を通じて配布する文書の削減** **・資源収集日を定例的（毎月〇週目の木曜日など）に覚えることが可能**

資料３-２

静岡市清水区

令和９年
４月から

資源ごみの出し方が変わります！

なぜ変わるの？

静岡市では、人口減少や高齢化が進むなか、これまで自治会等の皆様にご協力いただいている事業について、少しでも負担を減らすための検討を進めています。

今回は、その一つとして、**びん・缶等の資源ごみの排出方法を見直す**ことで、**資源ごみ集積所の管理負担の軽減**を図りたいと考えています。また、この見直しでより効率的なごみの収集運搬体制を構築するなど、経費の削減にもつなげていきます。

清水区の資源ごみの出し方はどう変わるの？

	品　目	出し方	自治会での作業	収集頻度等
令和９年４月から	びん	細やかな分別をせず、全て同一の専用コンテナへ出す	専用コンテナの設置不要	月１回 集積所収集
	缶	指定袋・認定袋に入れて出す	専用ネット・架台の設置不要	月１回 集積所収集
	スプレー缶	アルミ缶・スチール缶とは別の中が見える袋に「スプレー缶」と表示して出す	専用ネット・架台の設置不要	月１回 集積所収集
	ペットボトル	スーパー、公共施設等に設置した回収ボックスに出す	回収箱の設置不要	随時 拠点回収
	小物金属類	指定袋・認定袋に入れて出す 回収品目一例： なべ、フライパン、フォーク等 ※電化製品や袋に入らないもの、 ガラスが付いている物は出せません。	専用ネット・架台の設置不要	月１回 集積所収集

【参考】

	品　目	出し方	自治会での作業	収集頻度等
現在	びん	４種類（生きびん・無色・茶色・その他）に分別して、それぞれ専用コンテナへ出す	専用コンテナを色別に設置	月１回 集積所収集
	缶	アルミ缶とスチール缶に分別し、それぞれ専用ネットへ出す	専用ネット・架台を設置	月１回 集積所収集
	スプレー缶	スプレー缶専用ネットに出す ※由比地区・蒲原地区は中身が見える袋に入れて出す	専用ネット・架台を設置	月１回 集積所収集
	ペットボトル	専用回収箱に出す	専用回収箱を設置	月１回 集積所収集

ごみの出し方はどう変わるの？

ごみ出しの際の細かい分別をなくすことで、**静岡市内全域で以下の出し方に統一します。**

びん(飲食用、調味料用)

月1回 集積所収集　朝8:30まで

中を簡単に水洗いし、黄色のコンテナ八分目位までに横に寝かせて入れてください。

- **キャップははずしてください。**(はずれにくいキャップは取りはずさなくてもかまいません。)
  (金属製は「缶」へ、プラスチック製は「可燃ごみ」として出してください。)
- ラベルなどは取りはずさなくてもかまいません。
- ※ **飲用以外の薬(劇薬等)のびん、割れたびんは出せません。**
  これらのものは不燃・粗大ごみで出してください。

化粧びんも出せます

梅酒のびん　ビールびん　ウイスキーびん　錠剤のびん　ジャムのびん　栄養ドリンクのびん

横に寝かせて入れてください。

Point　びんの分類が不要になります。全て同一の専用コンテナへ出してください。
化粧びんも出すことができるようになります。

缶(アルミ缶・スチール缶)

月1回 集積所収集　朝8:30まで

中を簡単に水洗いし、指定袋・認定袋に入れて出してください。

※錆びている缶も回収可能です。

お茶・ジュース等の飲料缶　粉ミルクの缶　お菓子の缶

のり・お茶の缶

一斗缶
(事業用は不可)

ペンキの缶
(中身をふき取って出す)

スプレー缶と分けて置いてください。

Point　アルミとスチールの分類が不要になります。
専用ネットの設置や管理が不要になります。

小物金属類

月1回
集積所収集

朝8:30まで

小物金属類のみを指定袋・認定袋に入れて出してください。
※電化製品は対象外です。

Point これまで、不燃・粗大ごみで出していただいていた、スプーンやなべ等を資源ごみの日に出すことができるようになります。

小物金属類かわからない場合は
「さんあ～る」をご活用ください

スプレー缶

月1回
集積所収集

朝8:30まで

STEP 1 必ず中身を使い切ってください。

STEP 2 穴を開けずに、
飲料缶等と混ぜないでスプレー缶のみを中の見える袋に入れてください。
・指定袋・認定袋でなくてもかまいません。
・プラスチック製のキャップ等は可燃ごみで出してください。
・車両火災の原因になりますので、スプレー缶は他のごみと分けて出してください。

STEP 3 袋に「スプレー缶」と表示して出してください。

Point 専用ネットではなく、中身が見える袋に、スプレー缶と表示して出すことになります。

ペットボトル

随時
拠点回収

Point 集積所でなく、公共施設やペットボトル回収協力店やペットボトルを独自に回収しているスーパー等に出していただくことになります。
専用の回収箱の設置・管理が不要になります。

資源回収拠点マップにて
回収拠点を確認できます

リサイクルはできているの？

リサイクルは、今までと同様に行われます。これまで市民の皆様と自治会が担ってきた細やかな分別を**市の委託業者が引き受けられるようになりました。**

現在

前日 → **当日**

回収業者	自治会		市民	自治会	回収業者		
コンテナネット等配布	コンテナネット等保管	コンテナネット等準備	持込	資源ごみ分別	収集運搬	資源ごみ再分別	リサイクル業者へ引き渡し

自治会が持ち込まれた資源物を分別
※不適正排出があった場合に当番が持ち帰りご自身のごみとして排出しているケースもありました。

集積所の管理負担を軽減

令和９年４月から

前日 → **当日**

回収業者	市民	回収業者		
コンテナ配布	持込	収集運搬	資源ごみ分別	リサイクル業者へ引き渡し

市民の皆様と自治会で行っていた分別の作業を、回収業者が行うことが可能になりました。
不適正排出についてはそのままにしていただければ、回収業者がシールを貼っていき収集業務課（清水収集センター）へ情報共有され、対応します。

静岡市

静岡市　環境局　収集業務課　管理係　TEL　054-221-1074
適正排出推進係　TEL　054-221-1365
FAX　054-221-1141